

(仮称) 丸亀市下水道事業包括の民間委託
(管理・更新一体マネジメント方式) 事業

委託概要 (案)

令和8年2月

丸亀市

目次

1	業務概要	1
1.1	業務名称	1
1.2	業務実施場所	1
1.3	公共施設等の管理者の名称	1
1.4	業務委託の目的	1
1.5	本委託の対象事業、対象施設及び対象業務	1
1.5.1	対象事業	1
1.5.2	対象施設	1
1.5.3	対象業務	1
1.6	委託方式	3
1.7	委託期間	3
1.8	許認可等の取得に関する事項	3
1.9	法令等の遵守	3
2	募集に関する条件等	3
2.1	参加者の募集	3
2.2	参加者の構成等	4
2.3	参加資格要件	4
2.4	業務実施体制	5
2.5	参加資格確認基準日	8
2.6	参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	8
3	リスク分担	8
4	募集及び選定等の日程	11
5	本業務に関する問合せ先	12

1 業務概要

1.1 業務名称

丸亀市下水道事業包括的民間委託（管理・更新一体マネジメント方式）業務

1.2 業務実施場所

丸亀市内（主たる施設等については、「添付資料 丸亀市ウォーターPPP説明編 参照」）

主たる業務実施場所：丸亀市浄化センター内（香川県丸亀市昭和町21番地の1）

1.3 公共施設等の管理者の名称

丸亀市下水道事業管理者（丸亀市長 松永 恭二）

1.4 業務委託の目的

本業務は、市が所管する下水道施設の維持管理及び更新計画案策定等の各種業務について、受託者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管理・更新一体マネジメントを実施し、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図り、安全で安定した下水道事業の運営を持続的に行うこととするものである。

1.5 本委託の対象事業、対象施設及び対象業務

1.5.1 対象事業

本業務は、丸亀市都市整備部下水道課で所管している次の事業における維持管理業務及び更新計画案策定業務である。

なお、本業務の遂行上、当然必要な作業、また本業務と密接に関連する他の業務についても、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

1.5.2 対象施設

維持管理の対象となる施設は、市が整備し管理する次の施設である。

1. 公共下水道施設：処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管路

1.5.3 対象業務

受託者が行う対象業務は、対象施設の運転管理、保守点検業務を中心とした維持管理業務及び更新計画案策定業務であり、次に示す業務である。

1. 統括監理業務

2. 施設（処理場及びポンプ場）の維持管理に係る業務

（1）維持管理

（ア）運営管理業務

（イ）運転操作業務

（ウ）監視業務

（エ）保守点検業務

（オ）分析業務

（カ）施設管理及び物品調達業務

（キ）修繕業務（年間300万円以上の大規模修繕含む）

（ク）緊急時業務

（ケ）その他業務

・浄化センターで発生する沈砂・し渣の搬出及び計測立会い

・塩屋・城西・城北・塩屋中継・土器中継ポンプ場及び今津ポンプ場・産砂雨水排水ポンプ

場から発生する沈砂・し渣の搬出及び計測立会い
※「産砂雨水排水ポンプ場」は業務期間中に改築し、「土器ポンプ場」に名称変更予定
・日報、月報及び年報の作成及び整理
・施設公開への協力
・マンホールカード配布対応
・脱水ケーキ運搬業務
・撤去した植栽の運搬業務
・企画提案業務

(2) 災害対応

(ア) 災害対応業務
・災害後の一次調査及び応急処置

(3) 施設情報管理

(ア) 台帳管理業務

3. 管路の維持管理に係る業務

(1) 維持管理

(ア) 計画的維持管理業務

- ・巡視・点検（本管）
- ・本管テレビカメラ等調査
- ・マンホール調査
- ・マンホール蓋調査
- ・定期清掃（本管他）

(イ) 問題解決業務

- ・不明水調査
- ・悪臭対策

(ウ) 住民対応等業務

- ・事故対応
- ・住民対応
- ・他工事立会い

(エ) その他業務

- ・緊急時業務
- ・公共樹及び取付管の点検・清掃
- ・汚泥等運搬及び処分、汚泥天日乾燥施設の管理
- ・修繕業務

(2) 災害対応

(ア) 災害対応業務

- ・災害後の一次調査及び応急処置

(3) 施設情報管理

(ア) 台帳管理業務（本市システムにインポート可能なデータを提供）

4. 更新計画策定業務

(ア) 処理場・ポンプ場修繕改築計画策定業務
(イ) 管路修繕改築計画策定業務
(ウ) マンホールポンプ修繕改築計画策定業務

5. その他の業務

例：雨水関連（雨水ポンプ運転、臨時ポンプ設置及び操作、保守点検及び修繕、雨水ゲート操作等）、合流式下水道関連（雨水吐室維持管理等）等

1.6 委託方式

本業務は、長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新計画について一体的なマネジメントを実施する、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」とする。受託者による業務開始後、民間企業の技術・経営ノウハウと創意工夫に基づく提案が、現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には、契約変更により要求水準書を見直すものとする。

1.7 委託期間

本業務の履行期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間とする。なお、契約締結の日から令和10年3月31日までは業務準備期間（移行期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、市から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。業務実施スケジュールは、表1-1のとおり予定している。

表1-1 業務実施スケジュール（案）

項目	予定
契約の締結	令和10年2月
引継ぎ期間	契約締結日から概ね2ヶ月
履行期間	令和10年4月1日から令和20年3月31日（10年間）
契約終了	令和20年3月31日

1.8 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は市を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、市は受託者を支援する。

1.9 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、本業務の委託契約書及び要求水準書のほか、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則及び規定等を遵守しなければならない。

2 募集に関する条件等

2.1 参加者の募集

参加者の募集及び選定は、委託する各種業務について、受託者の創意工夫を促し。効率的な業務を実施すると共に、複数年度の委託による継続的な事業推進。対応窓口の一元化によるサービスの向上を図っていくため、公募型プロポーザル方式により実施する。参加者には、企画提案書類の提出とともに、提案に関するプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施する。また用語の定義については下記のとおりである。

- ・参加者：本業務に参加する企業をいう。
- ・企業グループ：単体企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
- ・構成員：企業グループを構成する企業をいう。
- ・代表企業：企業グループ内における代表となる企業（市との交渉窓口となる企業）をいう。
- ・優先交渉権者：提案における優秀提案者のことを行う。

2.2 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認める。

1. 共同企業体等の構成

- ・参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。なお、一部の業務において再委託を行う場合は、業務種別の再委託先企業を明確にすること。
- ・共同企業体については、構成企業の数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- ・共同企業体は、構成企業の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他構成企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ・参加者である単独企業は、本業務における他の共同企業体の構成員と重複することはできない。
- ・共同事業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・親会社と同じくする子会社同士の関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・一方の会社等の役員（「A. 代表権を有する取締役」、「B. 取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「C. 委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「D. 名称が異なってもAからCのいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員として参加することはできない。

2. 契約の締結

本市は、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点者と契約交渉を行う。契約内容については、提出された企画提案書等に基づくものとする。

2.3 参加資格要件

参加者（参加グループの場合、構成企業のいずれか）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

2. 香川県建設業者等指名停止要領（平成27年3月19日青監第1047号）又は丸亀市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 丸亀市建設業者等指名停止要領 別表第17から22に掲げる暴力団関係者に係る以下に示す措置要件のいずれかにも該当しないこと。

(ア) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (イ) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (ウ) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (エ) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (オ) 契約等の相手方が（ア）から（エ）までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (カ) (ア) から (エ) までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していった場合（(オ) に該当する場合を除く。）において、市が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
4. 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
5. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
7. 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書の提出期限日）において、国税、県税等に未納の税額がない者であること。
8. 他の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
9. 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
- (ア) 実績要件（2.4業務実施体制 表2-1参照）
- (イ) 参加者（企業グループの場合、構成員のいずれか）は、本社（本店）及び支社、営業所等のいずれかが丸亀市入札参加資格者名簿に登録されている者

2.4 業務実施体制

業務実施体制は、以下の各責任者を配置すること。

- ・統括監管理責任者、副統括監理責任者、電気技術責任者、機械技術責任者、分析技術責任者、ポンプ場責任者、管路施設責任者、修繕改築計画責任者
- ・統括管理責任者は、専任とする。また、統括管理責任者は、統括管理業務（統括管理）の業務責任者との兼務は可とし、統括管理業務以外の業務責任者との兼務は不可とする。
- ・副統括管理者は複数人配置することができ、その他責任者との兼務が可能である。

なお、各責任者の資格条件は、次の表2-1に示すとおりとする。

表2-1 各責任者に求める資格（案）

	配置すべき職名	その要件	その業務内容
1	統括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の責任者として、統括職務を実施する管理能力がある者 ・下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者 ・1年以上統括管理責任者又は、2年以上副統括管理責任者として下水道終末処理場の運転操作監視・保守点検等の維持管理業務又は、1年以上下水道維持管理業務等に関する官民連携業務の統括管理責任者に従事した経験を有する者 	<p>業務全般に係る計画及び方針の立案 業務全般の把握、指揮、監督 委託者との協議、連絡 業務全般の労務管理、安全衛生管理 従業員に対する教育 対外提案、改善要求 その他業務に関連するもの</p>
2	副統括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の副責任者として、統括管理責任者の補佐及び代行ができる者 ・下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者 ・下水道終末処理場の運転操作監視・保守点検等の維持管理業務に3年以上従事した経験を有する者又は、3年以上従事した下水道維持管理業務等に関する官民連携業務の経験を有する者 	<p>統括管理責任者の補佐、代行 運転操作業務の指導、指揮、監督 保守点検業務の指導、指揮、監督 修繕等業務の指導、指揮、監督 物品管理業務の出納管理 施設、物品管理業務の指導、指揮、監督 薬品、燃料、消耗品等の指導、指揮、監督 日報等の報告書の作成及び報告 設備台帳の保守管理 その他業務に関連するもの</p>
3	電気技術責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・第3種電気主任技術者免状を有する者又は第1種電気工事士免状を有する者 ・下水道終末処理場において、電気にに関する実務経験が2年以上ある者 	<p>技術員の配置、指揮、監督 監視業務の指導、指揮、監督 水質試験業務の指導、指揮、監督 施設・物品管理業務の指導、指揮、監督 管路施設の維持管理業務の指導、指揮、監督</p>
4	機械技術責任者	・工業高等学校等の機械科卒業以上の者で実務経験が2年以上の者、又は終末処理場において機械に関する実務経験が5年以上のある者	<p>業務計画、作業計画の立案、作成 業務計画に基づく業務の実施 業務担当職員への業務指導、指示 運転操作方法の改善、提案 施設の改善、提案 修繕改築計画の立案、作成 修繕計画の実施、業務担当職員の指導、指揮、監督</p>
5	分析技術責任者	・工業高等学校等の化学関係科卒業以上の者で水質分析試験に関する実務経験が2年以上の者、又は水質分析試験に関する実務経験が5年以上ある者	<p>水質試験、汚泥試験計画の作成 水質試験、汚泥試験結果による運転方針の検討 薬品、燃料、消耗品等の購入計画作成 設備台帳の保守管理計画作成 その他業務に関連するもの</p>
6	ポンプ場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者 ・雨水又は汚水中継ポンプ場において、維持管理の実務経験が2年以上ある者 	
7	管路施設責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設責任者において、実務経験が2年以上ある者 ・1級又は2級土木施工管理技士 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 	
8	修繕改築計画責任者	・技術士(上下水道部門(下水道))又はRCCM(下水道)	

就業制限は以下のとおりとする。

- ・事業者は、労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転等の取扱に当たっては、有資格者以外の者に扱わせてはならない。
- ・業者は、労働安全法に規定する危険作業においては、有資格者の内から作業責任者を選任し、作業責任者の指示に従って作業を行わなければならない。

表 2-1「各責任者に求める資格(案)」の他に必要な資格は、以下のとおりであり、2. 3. 9(ア)において規定している実績要件の対象ではない。

- ・下水道処理施設管理技士、下水道管理技術認定試験の合格者又は下水道第22条第2項に規定する有資格者
- ・1級ボイラー技士
- ・第1種電気工事士
- ・乙種第4類危険物取扱主任者
- ・酸素欠乏硫化水素危険作業主任者
- ・大型自動車1種
- ・消防設備士第4類
- ・有機溶剤作業主任者
- ・第3種電気主任技術者
- ・特定化学物質等作業主任者技能講習
- ・第1種衛生管理者
- ・クレーン運転特別教育
- ・玉掛け技能講習

2.5 参加資格確認基準日

参加者は、上記2.3に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日とする。

2.6 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

1. 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書の提出期限日）から企画提案書提出日までの間に、参加企業又は参加グループの構成企業が2.3 参加資格要件を欠くに至った場合は、提案に参加することができない。ただし、参加資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認めるものとする。この場合、参加資格を失った構成企業は参加グループから除外すること。
2. 企画提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、参加企業又は参加グループの構成企業が2.3 参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、参加資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は、評価対象とすることを認めるものとする。
3. 優先交渉権者決定日から基本契約の締結日までの間に、優先交渉権者（グループの場合はその構成企業）が2.3 参加資格要件を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、優先交渉権者は失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

3 リスク分担

本契約に関するリスク分担は、次の表3-1に示すとおりとする。

表3-1 本契約のリスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更によるも	○	
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○
	契約リスク	優先交渉事業者と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関連する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に摘要される法令等の変更		○
		消費税制の変更に係る法令等の変更	○	
	許認可リスク	事業管理者として市が取得するべき許認可が遅延した場合	○	
		事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	第三者賠償リスク	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者の業務の不備に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の水質悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認によるもの	○	
		事業者の債務不履行によるもの		○
		事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○
	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○	
	業務内容変更のリスク	市による契約業務内容の変更	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	

施設	流入負荷の増大リスク	想定外の流入量増大に起因する費用の増加	<input type="radio"/>	
		想定外の流入水質悪化に起因する費用の増加	<input type="radio"/>	
	突発修繕費の増大リスク	市の責めによる修繕費の増大	<input type="radio"/>	
		事業者の責めによる修繕費の増大		<input type="radio"/>
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		<input type="radio"/>
		市の責めにより施設が損傷した場合	<input type="radio"/>	
管路	維持管理・修繕費用増大リスク	事業者の責めにより当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		<input type="radio"/>
		市の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	<input type="radio"/>	
		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	業務中の事故リスク	事業者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		<input type="radio"/>
		事業者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		<input type="radio"/>
	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		<input type="radio"/>
		業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・等の業務が未実施箇所で、道路陥没が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
修繕改築計画策定	調査リスク	市が実施したTVカメラ調査等に不備があった場合	<input type="radio"/>	
		事業者が実施したTVカメラ調査などに不備があった場合		<input type="radio"/>
	計画リスク	市が実施したストックマネジメント計画、改築基本設計等に不備があった場合	<input type="radio"/>	
		市の修繕改築計画の要求内容・条件の内容に不備があった場合	<input type="radio"/>	
		事業者が実施した計画に不備があった場合		<input type="radio"/>

4 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、概ね表 4-1 のとおり予定している。ただし、参加書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 4-1 事業者の募集及び選定の日程（案）

項目	日程
募集公告及び募集説明書等の公表	令和9年3月頃
現地見学会及び資料閲覧	令和9年4月頃
募集説明書等に関する質問の受付	令和9年3月頃～令和9年5月頃
募集説明書等に関する質問への回答公表	令和9年7月頃
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和9年8月頃
参加資格確認結果の通知	令和9年9月頃
企画提案書の受付締切り	令和9年11月頃
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和9年12月頃
審査結果通知	令和10年1月頃
最優秀提案者及び審査結果の公表	令和10年2月頃
契約の締結	令和10年2月
業務の引継ぎ	契約締結日から概ね1カ月
事業期間	令和10年4月1日から令和20年3月31日まで

(注) 参加状況等によって、日程を変更する場合がある。

5 本業務に関する問合せ先

丸亀市都市整備部下水道課

所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

電話 0877-24-8815

電子メール gesui-k@city.marugame.lg.jp